

炭鉄港推進協議会規約 新旧対照表

改正案	現行	改正理由など
<p style="text-align: center;">炭鉄港推進協議会規約</p> <p>(名称) 第1条 本会は、炭鉄港推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>(目的) 第2条 協議会は、小樽市、室蘭市、夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、上砂川町、栗山町、月形町、沼田町及び安平町の14市町（以下この条において「地域」という。）の石炭、鉄鋼、港湾及びそれらをつなぐ鉄道関連施設等の産業遺産（次条において「炭鉄港」という。）を効果的に活用するため、日本遺産に関わる申請及び認定後の関連事業の推進について協議し、地域の観光及び教育振興をはじめとした地域の活性化に資する取組を推進することを目的とする。</p> <p>(事業) 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 日本遺産に関する事業 (2) 炭鉄港の広域的な取組の推進に関する事業 (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業</p> <p>(組織) 第4条 協議会は、別表1に掲げる機関及び団体の代表者（以下「会員」という。）をもって構成する。 2 協議会には、別表2に掲げる機関及び団体の担当者を幹事として置く。 3 協議会には、別表3に掲げる機関の代表者をオブザーバーとして置く。</p> <p>(役員) 第5条 協議会に次に掲げる役員を置く。 (1) 会長 1人 (2) 副会長 3人以下 (3) 監事 2人</p>	<p style="text-align: center;">炭鉄港推進協議会規約</p> <p>(名称) 第1条 本会は、炭鉄港推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>(目的) 第2条 協議会は、小樽市、室蘭市、夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、上砂川町、栗山町、月形町、沼田町及び安平町の14市町（以下この条において「地域」という。）の石炭、鉄鋼、港湾及びそれらをつなぐ鉄道関連施設等の産業遺産（次条において「炭鉄港」という。）を効果的に活用するため、日本遺産に関わる申請及び認定後の関連事業の推進について協議し、地域の観光及び教育振興をはじめとした地域の活性化に資する取組を推進することを目的とする。</p> <p>(事業) 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 日本遺産に関する事業 (2) 炭鉄港の広域的な取組の推進に関する事業 (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業</p> <p>(組織) 第4条 協議会は、別表1に掲げる機関及び団体の代表者（以下「会員」という。）をもって構成する。 2 協議会には、別表2に掲げる機関及び団体の担当者を幹事として置く。 3 協議会には、別表3に掲げる機関の代表者をオブザーバーとして置く。</p> <p>(役員) 第5条 協議会に次に掲げる役員を置く。 (1) 会長 1人 (2) 副会長 3人以下 (3) 監事 2人</p>	

<p>(役員を選任)</p> <p>第6条 会長は、第9条に規定する総会において、会員のうちから互選する。</p> <p>2 会長は、副会長及び監事を選任する。</p> <p>(役員職務)</p> <p>第7条 会長は、協議会を総括し、代表する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。</p> <p>3 監事は、協議会の会計その他の事務を監査する。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第8条 役員任期は、選任された日から2年間とする。ただし、再任されることを妨げない。</p> <p>2 役員が任期満了前にその職を辞する場合は、第6条の規定に基づき後任者を選任する。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(総会)</p> <p>第9条 協議会に総会を置く。</p> <p>2 総会は、会員をもって構成する。</p> <p>3 総会は、会長が招集し、会議を主宰する。</p> <p>4 総会は、次に掲げる事項を協議し、議決する。</p> <p>(1) 予算(負担金を含む。)及び決算</p> <p>(2) 事業計画及び事業報告</p> <p>(3) 本規約の改廃</p> <p>(4) 会長の互選</p> <p>(5) 会員及び幹事の入会及び退会</p> <p>(6) 協議会の解散</p> <p>(7) その他協議会の運営上必要と会長が認めた事項</p> <p>5 総会は、会員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>6 総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数の</p>	<p>(役員を選任)</p> <p>第6条 会長は、第9条に規定する総会において、会員のうちから互選する。</p> <p>2 会長は、副会長及び監事を選任する。</p> <p>(役員職務)</p> <p>第7条 会長は、協議会を総括し、代表する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。</p> <p>3 監事は、協議会の会計その他の事務を監査する。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第8条 役員任期は、選任された日から2年間とする。ただし、再任されることを妨げない。</p> <p>2 役員が任期満了前にその職を辞する場合は、第6条の規定に基づき後任者を選任する。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(総会)</p> <p>第9条 協議会に総会を置く。</p> <p>2 総会は、会員をもって構成する。</p> <p>3 総会は、会長が招集し、会議を主宰する。</p> <p>4 総会は、次に掲げる事項を協議し、議決する。</p> <p>(1) 予算(負担金を含む。)及び決算</p> <p>(2) 事業計画及び事業報告</p> <p>(3) 本規約の改廃</p> <p>(4) 会長の互選</p> <p>(5) 会員及び幹事の入会及び退会</p> <p>(6) 協議会の解散</p> <p>(7) その他協議会の運営上必要と会長が認めた事項</p> <p>5 総会は、会員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>6 総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数の</p>	
---	---	--

ときは、会長の決するところによる。ただし、第4項第6号に掲げる事項にあっては、会員の総数の4分の3以上で決するものとする。

7 やむを得ない理由により総会に出席することができない会員は、代理人に議決を委任することができる。この場合において、当該会員は、総会に出席したものとみなす。

8 会長は、必要に応じて、協議会の活動方針に関し助言を求めため、総会にオブザーバーを招へいすることができる。ただし、オブザーバーは、議決権を有しない。

9 第5項及び第6項の規定にかかわらず、会長が認めるときは、第4項各号に掲げる事項について書面により会員の意見を徴する方法により総会を行うことができる。この場合において、会長が指定する期日までに書面を提出した会員の2分の1（同項第6号に掲げる事項にあっては、会員の総数の4分の3）以上が当該事項について同意したときは、当該同意をもって総会の議決があったものとみなす。

(幹事会)

第10条 協議会の円滑な運営を図るため、総会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事をもって構成する。

3 幹事会に幹事長を置き、会長がこれを選任する。

4 幹事会は、幹事長が招集し、会議を主宰する。

5 幹事会は、会長の補助機関として、次に掲げる事項を協議し、決定する。

(1) 総会に付議すべき事項に関すること。

(2) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(3) その他幹事会の運営上必要と幹事長が認めた事項に関すること。

6 幹事会は、幹事の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

7 幹事会の決定は、出席した幹事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、幹事長の決するところによる。

8 やむを得ない理由により幹事会に出席することができない幹事は、代理人に決定を委任することができる。この場合において、当該幹事は、幹事会に出席したものとみなす。

9 第6項及び第7項の規定にかかわらず、幹事長が認めるときは、第5項各号に掲げる事項について書面により幹事の意見を徴する方法により幹事

ときは、会長の決するところによる。ただし、第4項第6号に掲げる事項にあっては、会員の総数の4分の3以上で決するものとする。

7 やむを得ない理由により総会に出席することができない会員は、代理人に議決を委任することができる。この場合において、当該会員は、総会に出席したものとみなす。

8 会長は、必要に応じて、協議会の活動方針に関し助言を求めため、総会にオブザーバーを招へいすることができる。ただし、オブザーバーは、議決権を有しない。

9 第5項及び第6項の規定にかかわらず、会長が認めるときは、第4項各号に掲げる事項について書面により会員の意見を徴する方法により総会を行うことができる。この場合において、会長が指定する期日までに書面を提出した会員の2分の1（同項第6号に掲げる事項にあっては、会員の総数の4分の3）以上が当該事項について同意したときは、当該同意をもって総会の議決があったものとみなす。

(幹事会)

第10条 協議会の円滑な運営を図るため、総会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事をもって構成する。

3 幹事会に幹事長を置き、会長がこれを選任する。

4 幹事会は、幹事長が招集し、会議を主宰する。

5 幹事会は、会長の補助機関として、次に掲げる事項を協議し、決定する。

(1) 総会に付議すべき事項に関すること。

(2) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(3) その他幹事会の運営上必要と幹事長が認めた事項に関すること。

6 幹事会は、幹事の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

7 幹事会の決定は、出席した幹事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、幹事長の決するところによる。

8 やむを得ない理由により幹事会に出席することができない幹事は、代理人に決定を委任することができる。この場合において、当該幹事は、幹事会に出席したものとみなす。

9 第6項及び第7項の規定にかかわらず、幹事長が認めるときは、第5項各号に掲げる事項について書面により幹事の意見を徴する方法により幹事

会を行うことができる。この場合において、幹事長が指定する期日までに書面を提出した幹事の2分の1以上が当該事項について同意したときは、当該同意をもって幹事会の決定があったものとみなす。

(作業部会)

第11条 会長は、必要に応じて、協議会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の構成員は、会長が選任する。
- 3 作業部会は、特定の課題に対する検討及び協議をし、その結果を会長に報告する。

(事務局)

第12条 事務局は、会長が属する市又は町及び北海道空知総合振興局地域創生部地域政策課から選任された者をもって構成する。

- 2 事務局には、次に掲げる職員を置く。
 - (1) 事務局長 1人
 - (2) 事務局次長 1人
 - (3) 事務局員
- 3 会長は、事務局長及び事務局次長を選任する。
- 4 事務局長は、事務局を統括する。
- 5 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときはこれを代行する。

(財務)

第13条 協議会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、翌年度の4月30日を出納閉鎖期日とする。
- 3 監事は、出納閉鎖後に協議会の会計の監査を行ったときは、その結果を総会に報告しなければならない。
- 4 協議会の経費の取扱いは、別に定める「炭鉄港推進協議会経費等取扱要領」に基づき処理するものとする。

(剰余金等の処理)

第14条 協議会は、決算において剰余金が生じた場合には、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

会を行うことができる。この場合において、幹事長が指定する期日までに書面を提出した幹事の2分の1以上が当該事項について同意したときは、当該同意をもって幹事会の決定があったものとみなす。

(作業部会)

第11条 会長は、必要に応じて、協議会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の構成員は、会長が選任する。
- 3 作業部会は、特定の課題に対する検討及び協議をし、その結果を会長に報告する。

(事務局)

第12条 事務局は、会長が属する市又は町及び北海道空知総合振興局地域創生部地域政策課から選任された者をもって構成する。

- 2 事務局には、次に掲げる職員を置く。
 - (1) 事務局長 1人
 - (2) 事務局次長 1人
 - (3) 事務局員
- 3 会長は、事務局長及び事務局次長を選任する。
- 4 事務局長は、事務局を統括する。
- 5 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときはこれを代行する。

(財務)

第13条 協議会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、翌年度の4月30日を出納閉鎖期日とする。
- 3 監事は、出納閉鎖後に協議会の会計の監査を行ったときは、その結果を総会に報告しなければならない。
- 4 協議会の経費の取扱いは、別に定める「炭鉄港推進協議会経費等取扱要領」に基づき処理するものとする。

(剰余金等の処理)

第14条 協議会は、決算において剰余金が生じた場合には、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

2 協議会は、決算において欠損金が生ずる見込みとなった場合には、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

(事故の処理)

第15条 協議会は、第3条各号に掲げる事業に起因する事故が生じたときは、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この規約は、平成30年7月13日から施行する。
 この規約は、平成30年12月25日から施行する。
 この規約は、令和元年7月4日から施行する。
 この規約は、令和2年5月27日から施行する。
 この規約は、令和3年1月21日から施行する。
 この規約は、令和3年12月13日から施行する。
 この規約は、令和4年7月13日から施行する。
 この規約は、令和5年9月8日から施行する。

この規約は、令和6年3月 日から施行する。

別表 1

炭鉄港推進協議会会員

	名 称 等	備 考
市町	小樽市	副会長
	室蘭市	副会長
	夕張市	会長
	岩見沢市	副会長
	美唄市	
	芦別市	
	江別市	
	赤平市	
	三笠市	

2 協議会は、決算において欠損金が生ずる見込みとなった場合には、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

(事故の処理)

第15条 協議会は、第3条各号に掲げる事業に起因する事故が生じたときは、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この規約は、平成30年7月13日から施行する。
 この規約は、平成30年12月25日から施行する。
 この規約は、令和元年7月4日から施行する。
 この規約は、令和2年5月27日から施行する。
 この規約は、令和3年1月21日から施行する。
 この規約は、令和3年12月13日から施行する。
 この規約は、令和4年7月13日から施行する。
 この規約は、令和5年9月8日から施行する。

別表 1

炭鉄港推進協議会会員

	名 称 等	備 考
市町	小樽市	副会長
	室蘭市	副会長
	夕張市	会長
	岩見沢市	副会長
	美唄市	
	芦別市	
	江別市	
	赤平市	
	三笠市	

	上砂川町			上砂川町		
	栗山町			栗山町		
	月形町			月形町		
	沼田町	監事		沼田町	監事	
	安平町	監事		安平町	監事	
北海道	空知総合振興局		北海道	空知総合振興局		
	石狩振興局			石狩振興局		
	後志総合振興局			後志総合振興局		
	胆振総合振興局			胆振総合振興局		
観光協会	一般社団法人小樽観光協会		観光協会	一般社団法人小樽観光協会		※構成員新規入会に伴う修正
	一般社団法人室蘭観光協会			一般社団法人室蘭観光協会		
	一般社団法人夕張市観光プロモーション			一般社団法人夕張市観光プロモーション		
	一般社団法人岩見沢市観光協会			一般社団法人岩見沢市観光協会		
	美唄観光物産協会			美唄観光物産協会		
	一般社団法人芦別観光協会			一般社団法人芦別観光協会		
	一般社団法人えべつ観光協会			(追加)		
	赤平観光協会			赤平観光協会		
	三笠市観光協会			三笠市観光協会		
	栗山観光協会			栗山観光協会		
	月形観光協会			月形観光協会		
	沼田町観光協会			沼田町観光協会		
	一般社団法人あびら観光協会			一般社団法人あびら観光協会		
	経済団体	小樽商工会議所			経済団体	
室蘭商工会議所			室蘭商工会議所			
夕張商工会議所			夕張商工会議所			
岩見沢商工会議所			岩見沢商工会議所			
美唄商工会議所			美唄商工会議所			
芦別商工会議所			芦別商工会議所			
江別商工会議所			(追加)			
赤平商工会議所			赤平商工会議所			
三笠市商工会			三笠市商工会			
栗山商工会議所			栗山商工会議所			
月形商工会			月形商工会			

	沼田町商工会	
	安平町商工会	
団体	特定非営利活動法人炭鉱の記憶推進事業団	

別表2
炭鉄港推進協議会幹事

	名称等	備考
市町	小樽市	副会長
	室蘭市	副会長
	夕張市	会長
	岩見沢市	副会長
	美唄市	
	芦別市	
	江別市	
	赤平市	
	三笠市	
	上砂川町	
	栗山町	
	月形町	
	沼田町	監事
	安平町	監事
北海道	空知総合振興局	
	石狩振興局	
	後志総合振興局	
	胆振総合振興局	
	空知教育局	
観光協会	一般社団法人小樽観光協会	
	一般社団法人室蘭観光協会	
	一般社団法人夕張市観光プロモーション	
	一般社団法人岩見沢市観光協会	
	美唄観光物産協会	
	一般社団法人芦別観光協会	
	一般社団法人えべつ観光協会	
	赤平観光協会	

	沼田町商工会	
	安平町商工会	
団体	特定非営利活動法人炭鉱の記憶推進事業団	

別表2
炭鉄港推進協議会幹事

	名称等	備考
市町	小樽市	副会長
	室蘭市	副会長
	夕張市	会長
	岩見沢市	副会長
	美唄市	
	芦別市	
	江別市	
	赤平市	
	三笠市	
	上砂川町	
	栗山町	
	月形町	
	沼田町	監事
	安平町	監事
北海道	空知総合振興局	
	石狩振興局	
	後志総合振興局	
	胆振総合振興局	
	空知教育局	
観光協会	一般社団法人小樽観光協会	
	一般社団法人室蘭観光協会	
	一般社団法人夕張市観光プロモーション	
	一般社団法人岩見沢市観光協会	
	美唄観光物産協会	
	一般社団法人芦別観光協会	
	<u>(追加)</u>	
	赤平観光協会	

※構成員新規入会に伴う修正

	三笠市観光協会			三笠市観光協会		※構成員新規入会に伴う修正
	栗山観光協会			栗山観光協会		
	月形観光協会			月形観光協会		
	沼田町観光協会			沼田町観光協会		
	一般社団法人あびら観光協会			一般社団法人あびら観光協会		
経済団体	小樽商工会議所		経済団体	小樽商工会議所		
	室蘭商工会議所			室蘭商工会議所		
	夕張商工会議所			夕張商工会議所		
	岩見沢商工会議所			岩見沢商工会議所		
	美唄商工会議所			美唄商工会議所		
	芦別商工会議所			芦別商工会議所		
	<u>江別商工会議所</u>			<u>(追加)</u>		
	赤平商工会議所			赤平商工会議所		
	三笠市商工会			三笠市商工会		
	栗山商工会議所			栗山商工会議所		
	月形商工会			月形商工会		
	沼田町商工会			沼田町商工会		
	安平町商工会			安平町商工会		
民間企業及び団体	特定非営利活動法人炭鉱の記憶推進事業団		民間企業及び団体	特定非営利活動法人炭鉱の記憶推進事業団		
	認定特定非営利活動法人アルテピアッツァびばい			認定特定非営利活動法人アルテピアッツァびばい		
	赤平コミュニティガイドクラブ「TANtan」			赤平コミュニティガイドクラブ「TANtan」		
	小林酒造株式会社			小林酒造株式会社		
	北海道スリーエス企画			北海道スリーエス企画		
	一般社団法人むろらん100年建造物保存活用会			一般社団法人むろらん100年建造物保存活用会		
	空知シーニックバイウエイ			空知シーニックバイウエイ		
	特定非営利活動法人歴史的な地域資産研究機構			特定非営利活動法人歴史的な地域資産研究機構		
	北海道旅客鉄道株式会社			北海道旅客鉄道株式会社		
	北海道中央バス株式会社			北海道中央バス株式会社		
	北海道中央バス株式会社観光事業推進本部			北海道中央バス株式会社観光事業推進本部		
	シービーツアーズカンパニー			シービーツアーズカンパニー		
	空知信用金庫			空知信用金庫		
北門信用金庫		北門信用金庫				
北空知信用金庫		北空知信用金庫				

空知商工信用組合	
空知社会科教育研究会	
空知道政記者会	
赤平炭鉄港推進協議会	
北海学園大学	
日本鉄道保存協会	

空知商工信用組合	
空知社会科教育研究会	
空知道政記者会	
赤平炭鉄港推進協議会	
北海学園大学	
日本鉄道保存協会	

別表3
オブザーバー

名 称 等	備 考
国土交通省北海道開発局札幌開発建設部	
国土交通省北海道開発局小樽開発建設部	
国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部	

別表3
オブザーバー

名 称 等	備 考
国土交通省北海道開発局札幌開発建設部	
国土交通省北海道開発局小樽開発建設部	
国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部	